

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (共同参画社会推進課)	一
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)	一
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更の届出 (同)	二
○昭和三十九年宮城県告示第千四百一十二号(県立自然公園の公園事業)の一部改正 (観光課)	二
○昭和三十九年宮城県告示第千四百一十五号(県立自然公園の公園計画)の一部改正 (同)	二
○昭和三十九年宮城県告示第千六百四十四号(県立自然公園の公園事業)の一部改正(二件) (同)	二
○平成元年宮城県告示第千四百三十三号(県立自然公園の公園事業)の一部改正 (同)	二
○平成七年宮城県告示第九百四十四号(県立自然公園の公園事業)の一部改正 (同)	三
○認証食品の認証 (食産業振興課)	三
○宮城県農業振興地域整備基本方針の概要 (農業振興課)	三
○保安林の指定の予定 (森林整備課)	九
○保安林の指定施業要件の変更の予定 (同)	九
○建設業許可の取消し (事業管理課)	九
○道路の供用開始(二件) (道路課)	一〇
○都市計画変更案の縦覧(二件) (都市計画課)	一〇
○土地改良区役員就任及び退任の届出 (大河原地方振興事務所)	一一

公 告

- 障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定 (障害福祉課) 一一
- 障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の変更 (同) 一一
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(二件) (教育庁特別支援教育室) 一一
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (警察本部会計課) 一一

教育委員会

- 教育委員会定例会の開催 一一

選挙管理委員会

- 地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数 一一
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数 一四

告 示

○宮城県告示第千四百一十二号
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十二年十二月十日

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 Compas Tokyo Japan

代表者の氏名 井上 直行 宮城県知事 村 井 嘉 浩

主たる事務所の所在地 仙台市青葉区郷六字若下五番地の三三

定款に記載された目的 この法人は、子どもと青少年の健全育成、良好な社会の醸成及び環境の浄化に関する事業を行うことにより、社会全体の発展に寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十二年十一月二十九日

○宮城県告示第千四百一十二号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十二年十二月十日

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一五一〇一一四六	葉山地域包括サービスステーション 葉山ヘルパーセンター 仙台市青葉区葉山町八番一号	居宅介護 重度訪問介護	社会福祉法人 仙台市社会事業協会	平成二十二年 十二月一日
〇四一五五〇〇七七四	すまいるハウス 仙台市泉区高玉町二番地の二十九	共同生活介護 共生生活援助	一般社団法人 日本福祉支援協会	平成二十二年 十二月一日

○宮城県告示第千六百六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり変更した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十二年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	設置者名	事業所の名称及び所在地		変更年月日
〇四一五四〇〇七六一	特定非営利活動法 あなたの街の三河 やさん	変更前 フルタイム 仙台市太白区長町三・八	変更後 ぱせり 仙台市太白区長町三・八	平成二十二年 八月十五日

○宮城県告示第千六百七号

昭和五十九年宮城県告示第千四百一十一号（県立自然公園の公園事業）の一部を次のように改正し、平成二十二年十二月十日から施行する。

平成二十二年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「産業経済部観光課」を「経済商工観光部観光課」に、「石巻地方振興事務所」を「東部地方振興事務所」に改める。

○宮城県告示第千六百八号

昭和五十九年宮城県告示第千四百五号（県立自然公園の公園計画）の第二号の表中、「泉ヶ岳集団施設地区」の部分を別紙関係書類のとおり変更し、平成二十二年十二月十日から施行する。

別紙関係書類は、省略し、宮城県庁（経済商工観光部観光課）、宮城県仙台地方振興事務所及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第千六百九号

昭和五十九年宮城県告示第千六百四十四号（県立自然公園の公園事業）の一部を次のように改正し、平成二十二年十二月十日から施行する。

なお、関係書類は、宮城県庁（経済商工観光部観光課）、宮城県仙台地方振興事務所及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「産業経済部観光課」を「経済商工観光部観光課」に、「宮城県古川地方振興事務所」を「宮城県北部地方振興事務所」に改める。

第一号の表を次のように改める。

一 集団施設地区

名 称	位 置
スキー場 野営場 宿舎	宮城県仙台市（泉ヶ岳集団施設地区） 宮城県仙台市（泉ヶ岳集団施設地区） 宮城県仙台市（泉ヶ岳集団施設地区）

○宮城県告示第千七百十号

昭和五十九年宮城県告示第千六百四十四号（県立自然公園の公園事業）第一号の表中、「スキー場」及び「野営場」の施設の規模を別紙関係書類のとおり変更し、平成二十二年十二月十日から施行する。

別紙関係書類は、省略し、宮城県庁（経済商工観光部観光課）、宮城県仙台地方振興事務所及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第千七百一十一号

平成元年宮城県告示第千四百三十三号（県立自然公園の公園事業）の一部を次のように改正し、平成二十二年十二月十日から施行する。

平成二十二年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「産業経済部観光課」を「経済商工観光部観光課」に改める。

○宮城県告示第千百十二号

平成七年宮城県告示第九百四十四号（県立自然公園の公園事業）の一部を次のように改正し、平成二十二年十二月十日から施行する。

平成二十二年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「産業経済部観光課」を「経済商工観光部観光課」に改める。

○宮城県告示第千百十三号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十二年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証番号	品 目	申請者の氏名 又は名称	製造業者の名称 又は屋号	製造所等の所在地
百四十	ちつきも	有限会社耕谷アグリ サービス代表取締役 佐藤清一	有限会社耕谷アグリ サービス加工場	名取市下増田字土手東三三
百五十	宮城県産 仙台味噌	仙台味噌醤油株式会社 取締役社長 藤勝之	仙台味噌醤油株式会社 社わさび沢工場	大崎市松山金谷字山葵沢東六一
百八十	農産物漬	豊屋食品工業株式会社 代表取締役 津弘	豊屋食品工業株式会社	柴田郡柴田町大字下名生字八 剣一〇

二 認証年月日

平成二十二年十一月二十九日

○宮城県告示第千百十四号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第四条第一項の規定により定められた宮城県農業振興地域整備基本方針の一部を変更したので、その概要を次のとおり公表する。

なお、その関係書類は、宮城県庁（農林水産部農業振興課）及び各地方振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県農業振興地域整備基本方針の概要

第一 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項

1 農用地等の確保の基本的考え方について

(一) 優良農地の保全・確保の方針

農地は、農業生産にとって最も基礎的な経営資源であり、安全で安心できる食料の安定供給を図る上で基盤となる重要なものである。同時に、県土の保全や水源のかん養、自然景観の維持等の多面的機能は、農業生産活動を通じて発揮されるものであり、今後とも農地を優良な形で保全・確保していく必要がある。

このため、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農地については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）以下「法」という。に基づき、農用地区域として設定するとともに、当該農地を良好な状態で維持・保全し、かつ、その有効利用を図るものとする。

(二) 農用地区域内の農地の確保

農業振興地域は、農業振興に関する施策を計画的に推進する地域であり、このうち農業振興地域整備計画において市町村が指定する農用地区域は、農業振興施策を集中的に実施する一方で農地転用を原則として認めない区域である。

このため、(一)に掲げた農用地等の確保のための取組により、今後相当長期にわたり農業上の利用を図るべき土地として積極的に確保する必要がある。

県内の農用地区域内の農地面積は、平成二十一年十二月末現在で十一万七千ヘクタールとなっており、平成十一年の十二万四千ヘクタールに比較すると、この十年間で約五・六パーセントの減少となっている。

このうち耕作放棄地を除いた平成二十一年現在の農用地区域内の農地面積は、十一万五千ヘクタールとなっており、さらに、近年は農地が減少傾向にあることから、これまでのすう勢が続けば、平成三十二年までの十年間で耕作放棄や農地転用等でさらに五千ヘクタールの農地が減少し、農用地区域内の農地面積は十一万ヘクタールになると予想される。

このような状況を考慮し、農業振興地域制度の適切な運用や耕作放棄の発生抑制等、(一)に掲げる諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進により、平成三十二年時点において、十一万八千ヘクタールの農用地区域内の農地面積を確保目標とする。

2 農用地等の確保のための施策の推進

(一) 基盤整備

生産性の高い農業や高付加価値型農業等の展開のため、地域の特性に応じて、農地の区画の拡大、水田のはん用化、農業用排水施設の機能の維持増進等の基盤整備を通じ、良好な営農条件を備えた農地の確保を推進する。

また、農用地区域の周辺にある土地について、農用地区域内農地と併せて整備を行うことが適当と認められるものについては、積極的に農用地区域に編入する。

(二) 農地の保全・有効利用

戸別所得補償制度の導入による農業経営の安定化に加えて、農地の適正な保全・管理及び農地保有合理化事業等の実践による効率的かつ安定的な経営体への農地の集積並びに基盤整備及び維持更新等の施策を推進し、耕作放棄地の発生抑制・再生に努める。

また、地域の実情に応じ、必要な耕作放棄地の復旧を進め、農地の保全・有効利用を促進する。特に、農業生産条件の不利等から耕作放棄地等が急速に増加している中山間地域においては、地域ぐるみでの農地保全に関する共同活動への支援、農地法（昭和二十七年法律第二百一十九号）に基づく遊休農地に関する措置、耕作放棄地の解消に向けた対策等により、耕作放棄地の発生抑制・再生・有効活用を推進する。

(三) 非農業的土地需要への対応

経済事情の変化等により、やむを得ない非農業的土地需要へ対応するために農地転用を伴って農用地区域からの除外を行う場合には、農業上の利用に支障が生じないことを基本として、除外が必要かつ適当であるかを慎重に検討し、計画的な土地利用を図る。この場合、農業振興地域整備計画の管理については、計画的に行うことが重要であり、その変更は、原則として、おおむね五年ごとに法第十二条の二に基づき実施する基礎調査等に基づき行うものとする。

また、農用地区域内の農地の確保を基本とした適切かつ厳格な運用を図ることとする。また、市町村の振興に関する計画や都市計画等他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努めるものとする。

(四) 公用公共施設の整備との調整

「農業振興地域整備計画」は、国土の合理的利用の見地から土地の自然的条件等土地利用の動向等を考慮するとともに、農業以外の用途との調整にも留意した上で、都道府県知事との協議を経て定められている市町村の計画である。このため、国及び地方公共団体は、法第十六条に規定されるとおり、農用地利用計画を尊重して農用地区域内にある土地の農業上の利用が確保されるよう努める責務を有している。

したがって、国及び地方公共団体が、公用公共施設を設置する場合、この責務を考慮して、

原則として農用地区域内にある土地を公用公共施設の用に供しないよう努める。

なお、やむを得ず、農用地利用計画の変更が必要となる場合においては、法第十三条第二項に規定する農用地区域の変更の要件を満たすよう努めるものとする。

(五) 交換分合制度の活用

法第十三条の二の交換分合は、市町村における農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に注意して農業振興地域内において農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するとともに、農業振興地域内における農用地の集団化その他農業経営の基盤の強化に資することを目的として行うものである。

農用地区域内の土地の農業上の利用を確保するため農用地利用計画の変更を行うに当たっては、当該変更に係る土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者等の意向を考慮して、この交換分合制度を積極的に活用するものとする。

(六) 推進体制の確立等

農業振興地域制度に関する諸計画の作成・変更に当たっては、地域の振興に関する計画との調和等制度の円滑かつ適正な運用を図ることが重要である。このため、県においては、都道府県農林業団体、都市計画審議会、市長会、町村会、商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体連合会その他都道府県の関係団体を代表する者、市町村においては、関係農林業団体、商工会議所、商工会その他市町村の関係団体及び集落代表者から、必要に応じ幅広く意見を求めるものとする。

3 農業上の土地利用の基本的方向（農業地帯別）

(略)

第一 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

法第三条の二により農林水産大臣が定めた「農用地等の確保等に関する基本指針」に基づき、農業振興地域の指定を相当とする地域は、次のとおりである。

農業地帯名	指定予定地域名	地域数	地域の規模
広域仙南圏	白石、角田、蔵王、七ヶ宿、大河原、村田、柴田、川崎、丸森	九	総面積 五七、九三四ヘクタール 農用地面積 二一、三〇〇ヘクタール
広域仙台圏	仙台、名取、多賀城、岩沼、巨理、山元、松島、七ヶ浜、利府、大和、大郷、富谷、大衡	十三	総面積 四六、八〇八ヘクタール 農用地面積 二五、五九六ヘクタール
広域大崎圏	大崎、色麻、加美、涌谷、美里	五	総面積 七八、六七七ヘクタール 農用地面積 三九、四〇二ヘクタール

第三 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本県における農業生産基盤の整備については、生産性の高い土地利用型農業と施設園芸等の多彩で収益性の高い農業構造を確立するため、「みやぎ食と農の県民条例基本計画」を基本としつつ、「みやぎ農業農村整備基本計画」に基づき推進する。

特に、農村集落、都市近郊地域等においては、秩序ある土地利用調整を図るとともに、地域の特色を生かした市民農園の整備を図る。また、農業農村整備事業の実施に際しては、環境との調和に配慮し、可能な限り環境への負荷や影響を回避・低減するとともに、良好な生態系や景観等を形成・維持することにより、生物多様性の保全に資する。

水田の整備については、効率的で生産性・収益性の高い農業の展開が可能となる大区画ほ場整備を、担い手となる経営体の育成や経営体への農地利用集積を図るソフト事業と一体的に推進する。

畑・樹園地等についても、遊休・未利用農地の利活用と立地条件に応じて必要な事業及び施設の整備を進めるとともに、採草放牧地の高度利用や造成・整備を促進する。

また、農産物の安定生産に必要な不可欠な基幹的水利施設の整備・更新に加え、排水管理の合理化を図り、効率的・安定的な農業の展開を可能とする広域水管理システムを導入するほか、農村社会の活性化にも配慮しつつ、農作物の迅速な流通や農作業の合理化が図られる農道の整備を実施する。

2 各圏域の地域特性を生かした農業生産基盤の整備の方向

(略)

3 広域整備の構想

農業振興地域の整備に当たり、受益の範囲が市町村の区域を越える広域的な用排水の改良、ほ

広域栗原圏	栗原	—	総面積 農用地面積	四四、 三〇、 三八三 一七ヘクタール
広域登米圏	登米	—	総面積 農用地面積	三二、 一九、 九七九 四七五ヘクタール
広域石巻圏	石巻、東松島	二	総面積 農用地面積	二四、 一四、 七六二 三九三ヘクタール
広域気仙沼・本吉圏	気仙沼、南三陸	二	総面積 農用地面積	一八、 五、 六三八 五六二ヘクタール
宮城県合計		三十三	総面積 農用地面積	三〇四、 一四六、 三八一 〇五五ヘクタール

場の整備及び農道の整備等について、取り組むものとする。

第四 農用地等の保全に関する事項

1 農用地等の保全の方向

優良な農地を良好な状態で維持・保全し、かつ、その有効利用を図るために、戸別所得補償の導入による農業経営の安定化に加えて、担い手農家等への農地利用集積の促進と、土地改良施設等の適正な維持管理を推進するとともに、更新時期を迎えた農業水利施設については、老朽化等の実態に応じ効率的、効果的な更新を計画的に進めていく。

また、米の需要に応じた計画的生産に対応し、麦類・大豆等の本作化に向け、地域の特性を考慮して水田のはん用化を進めるための基盤整備を推進していく。

中山間地域においては、中山間地域等直接支払制度の適切な運用や地域営農体制の構築、さらには中山間地域の地形や自然環境等の条件に配慮した基盤整備により、耕作放棄の防止や農地等の適正管理に努めていく。

2 農用地等の保全のための事業

農用地等の土壌浸食や崩壊等を防止するための農地防災事業・農地保全事業を実施する。

また、農業生産基盤整備事業の実施により、優良農地の保全、耕作放棄地の整備・復旧を図る。

3 農用地等の保全のための活動

効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農地の利用集積を促進するとともに、耕作放棄地の適切な保全管理に対する支援及び中山間地域等における集落協定に基づく農地の持続的な保全活動をを行う。

第五 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

1 農業の経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

(一) 多彩で収益性の高い農業の展開

地域の合意に基づき、合理的な土地利用計画のもと、担い手となる認定農業者や地域営農組織等に農地を集積し規模拡大を推進する。また、生活者重視、市場重視の売れる米づくりや実需に応える品質の高い麦類・大豆の生産、耕畜連携による飼料作物生産、収益性の高い園芸作物の生産を推進する等、多彩で収益性の高い農業を推進する。

(二) 優良農地の確保

「市町村農業振興地域整備計画」に基づいて、優良農地の確保に努める。特に農業生産振興の基礎となる基盤整備については、持続的な農業・農村の発展を可能とするため、事業実施に際しては、地域の特徴を生かしながら、環境との調和を図り、生産性の高い土地利用型農業経営を実践するため、計画的な基幹的水利施設の整備・更新や大区画ほ場整備等を積極的に推進

する。

また、都市近郊地域における無秩序な土地利用を防止するとともに、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努める。

(三) 認定農業者等効率的かつ安定的な農業経営体の育成

農業の諸課題に対応し、本県農業を職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとするため、育成すべき効率的かつ安定的な経営体の目標を明示するとともに農業経営の改善に意欲的な農業者に、農用地の利用集積、経営管理の合理化等の農業経営基盤の強化を促進するための施策を集中的かつ積極的に実施する。

(四) 支援体制の確立

経営意欲が高く自己責任において経営改善に取り組む競争力と個性ある認定農業者等の経営体を育成するには、経営体自身が日常業務を通じた実地訓練や研修等による技術と知識を習得する必要がある。そのため、各種情報の提供、農業技術指導、各種研修会を開催し、農業技術と知識の向上を図る体制を整備する。

(五) 地域における機能分担

本県の農業の発展のためには、効率的かつ安定的な農業経営体だけでなく、他の農家の機能を十分に発揮させ、本県の農業全体の発展にもつなげていくという形をつくりあげることが必要である。

このため、効率的かつ安定的な農業経営体と、それ以外の農家（自給的な兼業農家、作業委託型の兼業農家等）との役割・機能分担を明確にし、相互にメリットを享受できる体制整備を推進し、健全なコミュニティの発展を図る。

2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

効率的かつ安定的な農業経営体を育成するための基本的指標は、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第五条第一項の規定により別に定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に記載のとおりである。

3 各広域圏別の基本的な方向

(略)

4 農用地の利用集積について

認定農業者等の効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するためには、従来にも増して、利用権設定や農作業受委託等による積極的な農用地の利用集積への取組が必要である。

このため、農用地の利用集積が円滑に進み、担い手の確保・育成が効果的に図られるよう、農

業者に對して、農業経営改善計画の認定制度の普及を図るとともに、利用権設定等促進事業、農地保有合理化促進事業、経営体育成促進事業等を柱として、農業経営基盤の強化の促進のための措置を講ずる。

第六 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

1 農業の近代化のための施設の整備の基本的方向

本県農業が、二十一世紀において魅力ある産業として一層の発展を期するためには、国際環境や気象・経済等の変動に対し強じんな体質を持った農業構造とする必要があることから、稲作に特化した生産構造を改め、園芸や畜産、新規需要米等を振興して多彩な農業生産の展開を図るものとし、生産性の高い持続的な農業を目指し、低コスト・高品質化による産地競争力の強い宮城の農産物の生産体制及び施設の整備を推進する。

特に、生産資材や生産物の集出荷及び市場等流通施設の整備に当たっては、合理的な配置と効率利用を確保するため、市町村域を越えた広域的な利用体制も十分に考慮して推進する。

また、農業協同組合の広域化に対応し、情報の収集・発信、管理等の企画調整機能を有する広域農業情報管理センターの整備を推進する。

2 重点作物別の構想

(一) 稲作

低コストを基調とした生産性の高い稲作経営の確立を目指し、大区画ほ場整備等の基盤整備や、それを通じた農地の利用集積を促進するとともに、大規模水田営農を展開する経営体を育成するため、共同育苗施設やカントリーエレベーター等の高効率な生産施設の合理的な整備と組織の利用を推進する。また、省力化等を目指した直播栽培の拡大を図りながら、米粉用米、飼料用米等についても実需者等との連携を図り、推進していく。

(二) 麦類・大豆

製粉・製めんや納豆・豆腐等の加工場に対する県産原料の供給に向けて加工特性に優れた生産を目指し、生産の組織化、ほ場の集団化を図るとともに、水田及び水稲用機械施設のはん用利用及び共同乾燥調製施設等の拠点整備による高品質・低コスト生産を推進する。

(三) 野菜

大消費地である仙台都市圏を抱える立地条件を活用しながら、地域ごとの気象や土壌等の特徴を生かした個性豊かな産地づくりを図るとともに、野菜指定産地の育成強化と生産の拡大を図るため、鉄骨ハウスなど施設化・集団化を進めるとともに、種苗増殖施設、高度環境制御栽培施設、予冷施設、集出荷貯蔵施設等の整備による品質及び生産性の向上を推進する。

(四) 果樹

高品質・少量多品目など多様化する消費者ニーズに適切に対応するため、地域の特性等を考慮し、生産面での整備を推進するとともに、能率的な集出荷施設、貯蔵施設等の流通施設の合理的な整備を図る。

(五) 花き

競争力のある産地を確立するために、生産技術の向上はもとより、消費動向に対応した生産体制や品種の選定、集出荷体制の整備が重要であることから、鉄骨ハウスなどの施設化・集団化を進めながら、種苗増殖施設、選花施設等の施設を整備するとともに、情報管理施設や集出荷施設等の整備を推進する。

(六) 畜産

経営体質の強化と飼料自給率の向上を図るため、安全で高品質な畜産物の生産、良質粗飼料、稲ホールクroppサイレージや飼料用米の低コスト安定生産や適切な家畜排せつ物の処理等のための効率的な家畜生産管理施設整備を推進するとともに、畜産物の加工・流通合理化のための施設整備を推進する。

(七) 特用作物及び養蚕

主産地化を進めながら収益性の高い経営を確立するため、生産の組織化、施設の共同利用に向け、高品質生産施設の合理的な整備を推進する。

3 地域別の農業近代化施設整備の方針

(略)

4 広域整備の構想

農業の近代化のための施設の整備に当たり、受益の範囲が市町村の区域を越える広域的な施設整備等について、積極的に取り組むものとする。

第七 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

1 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向

農業従事者が減少傾向にある中、効率的かつ安定的な農業経営体を育成・確保することは、優良農地を確保する上でも極めて重要である。このため、関係機関・団体と密接に連携しながら、農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備を一層促進する。

2 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

(一) 認定農業者等の経営改善に意欲的な農業者の支援施設の整備

認定農業者等の効率的かつ安定的な農業経営体を支援するため、生産技術及び経営能力向上等を目指した地域農業研修施設の整備、生産・経営等に関する情報の収集等を行う情報管理通信施設等の整備の支援を推進する。

(二) 新規就農者等の支援施設の整備

新規就農者のための研修教育施設の整備及び新規就農者が発展段階に応じた技術力、経営能力を習得するためのきめ細かな支援を実施する。

(三) 女性農業者、高齢農業者の支援施設の整備

女性や高齢者の持てる力を十分に発揮できるよう、女性や高齢者の農業活動支援施設を整備するとともに、農業経営への参画を促す農産物加工・直販施設等の整備の支援を推進する。

3 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

(一) 認定農業者等の担い手への支援の充実と経営改善支援活動の推進

認定農業者等の担い手に対して、生産振興施策や経営安定対策等の施策を優先的に実施し、生産技術・経営能力向上への支援を強化し、農業経営基盤の強化を促進する措置を集中的かつ重点的に実施する。また、市町村を始めとした関係機関・団体等を中心とした経営改善支援活動を一層強化することにより、経営改善目標を効率的に実現できるよう支援する。

(二) 法人経営体の育成

農業経営の法人化は、経営の効率化と安定化を図る上で、有効な手法であることから、市町村を始めとした関係機関・団体等及び関係指導機関が実施する経営管理能力向上のための取組を通じて、農業法人制度についての理解と普及を図り、経営体の発展状況に応じた農業法人への円滑な移行を促進する。

また、法人経営体の経営管理能力の向上や異業種を含めた経営体間交流・情報交換等を推進し、経営安定と体質強化を図るとともに、地域雇用の拡大や新規就農者の研修及び就農の場としての法人の持つ機能を強化する。

(三) 新規就農者の育成と総合的支援

農家子弟や他産業での豊富な経験や知識を有し新たに農業を志す者及びUターン就農希望者等の幅広い人材を確保し、新規就農者の育成を図る。

そのため、就農に関する各種情報の提供や相談活動、営農に必要な技術習得、初期投資の負担軽減等就農促進につながる環境整備を充実・強化し、関係機関・団体等による有機的な連携を図りながら総合的に支援する。

また、新たに農業を志す者の就農形態として、農業法人への就業を促進する。

さらに、将来の農業の担い手を育成するため、子どもの頃から地産地消による食農教育等の農業・農村に対する関心・興味を高める活動を推進する。

(四) 地域営農の推進

地域の資源である農地を効果的に活用し、地域農業を維持・発展させていくためには、地域

全体で地域農業の在り方を見出ししていく必要がある。このため、地域の話し合いを通じ、営農組織等の育成を図りながら、認定農業者など効率的かつ安定的な農業経営体を中心として、地域の实情に合わせて兼業農家も含めた多様な構成による集落営農推進体制の確立を目指していく。

また、集落を単位とした営農組織は、農地の管理・保全等の面においても重要な役割を担っていることから、その営農組織自体の協業経営化・法人化を推進する。

(五) 女性農業者の経営等への参画

農業・農村の活性化を図るために女性農業者の経営参画及び社会参画を推進する。

そのため、生産技術や経営管理能力の向上、起業活動等に向けた支援を行う。また、女性の経営における位置付けを明確にし主体的経営参画を進めるために、家族経営協定の締結を促進し、あわせて女性の認定農業者の育成を支援する。さらに、農業・農村における方針決定の場への女性の参画を促進する。

(六) 高齢者の参画

農村地域での高齢化が進む中で、高齢者が農村地域の活性化の推進役として、生産活動や地域社会に参画しながら、長年培ってきた技術や能力を十分発揮できる環境づくりを行う。

第八 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本県の農村地域における就業構造の現状は、輸入農産物の増大、市場の多様化に伴う産地間競争の激化等、農業を取り巻く環境の変化や、他産業との所得格差、若年労働力の他産業への流出等により、他産業への転換・農外所得への依存が進み、年々農業従事者が減少している。

この結果、農村地域においては、基幹的農業従事者の高齢化、次代の農業を担う青年農業従事者の減少といった問題が顕在化し、農業・農村の振興にとって厳しい状況が続いている。

本県の農業を取り巻くこれらの諸問題に対応し、農業生産の振興と農村地域の発展を図るため、新規就農者や基幹的農業従事者を農村地域へ定着させ、不安定な就業状態にある兼業農業従事者の就業の安定を図る必要がある。

このため、農業と農外の就労と所得のバランスが取れるよう兼業農業従事者の雇用の場を農村地域に確保する一方、集落における話し合い活動等を通じ、地域農業を担う中核となる農業者に対する農用地の流動化を加速し、効率的・安定的な農業経営を展開できる生産体制を確立し、地域農業の発展に先導的な役割を果たす農業者を育成していく。

2 農村地域における就業機会の確保のための構想

農村地域の雇用状況は、農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）に基づく

企業誘致や農畜産物の加工等農場産業の振興により雇用機会の創出を図っているものの、近年の不況による厳しい雇用情勢を反映して、不安定な就業状態にある兼業農業従事者が見られたり、農村人口が定住化できる安定的な就業機会の確保までには至っていない現状にある。

地域の個性と活力を生かした果実づくりにおいて、地域の活性化や所得水準の向上、関連作業への波及効果等に大きな役割を果たす農場産業の活用はますます重要になってきており、今後とも地域が持つ素材、人材、技術、情報等の資源を有効に活用し、地域の振興に貢献することが一層期待されている。

そこで、地域の農産物等を原料とした加工技術を活用し、農家や流通・販売等との有機的な結合を強化することにより定着化している農場産業の一層の振興と、都市と農村の交流を通して農業・農村の活性化を積極的に推進し、さらなる就業機会の確保・拡大と農産物等の消費拡大を図る。

さらに、農村地域工業等導入促進法等に基づく企業の導入についても、立地動向、経済状況等の諸情勢を十分勘案し、農用地利用計画との整合性に配慮し、地域の特性に見合った企業の立地を積極的に推進する。

なお、基幹となる農業従事者を確保する一方、兼業農業従事者に対しては、職業安定機関との連携を密にしながら安定就業機会の確保に努め、農外就労のための相談、指導、助言等の活動を推進するものとする。

第九 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

1 生活環境施設の整備の必要性

新たな国際環境に対応し得る生産性の高い土地利用型農業を確立するために、長期的な展望に立った「みやぎ食と農の県民条例基本計画」を基本としつつ、「みやぎ農業農村整備基本計画」に基づき、基幹となる営農施設や土地基盤を整備し、それにより農地の流動化を進め、経営規模の拡大を図ると同時に、主として、農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設整備を行い、農村地域の住民はもとより、都市住民にも魅力のある活力あふれる豊かな農村地域社会の形成を図ることが重要となっている。

近年における農村地域の情勢は都市化の進展に伴い、農家の消費生活水準は年々向上し、その内容も都市生活者に接近してきているが、農村及び中山間地域の生活環境施設の整備の面では未だ立ち遅れている状況であり、美しく住み良く安心できる農村生活や自然にあふれた居住環境づくり等に向け、農村地域の生活環境整備等を総合的に推進する。

2 生活環境施設の整備の構想

(一) 美しく住み良い農村空間の創出と農村交流の活性化

農業従事者等の福祉の向上、健康増進、文化的活動の助長を図るとともに、豊富な水・緑等の自然、地域に継承される多彩な伝統文化、歴史的施設等に恵まれた農村を、住む人や訪れる人が潤いと安らぎを享受できるように、生活圏を基礎とした地域住民組織等の積極的な参画を得ながら、コミュニティ施設、農村公園、親水施設等の整備を進める。また、中山間地域においては、農村を憩いと交流の場として位置付け、豊かな自然や地域資源の活用による体験交流施設等の開設、グリーン・ツーリズム等、地域の特性を生かした農業振興や定住条件の整備等を総合的に推進し、定住者にとって快適でゆとりある農村づくりを進める。

(二) 施設の整備における農用地利用計画

各種施設の整備の構想を定めるに当たっては、農用地利用計画との整合を図り、優良農地の確保とスプロール化の防止に努める。

(三) 自然にあふれた美しく住み良い安心できる生活環境整備

農村で農業生産活動が行われることにより生じる多面的機能の保全及び環境との調和に十分配慮しながら、適正かつ効率的な施設の整備を図るものとする。

○宮城県告示第千百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十二年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

気仙沼市渡戸三三二の三（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種を定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別な場合の伐採に係るものは次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第千百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十二年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市花山字草木沢荒谷裏一三

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種を定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別な場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第千百十七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十二年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十二年十一月十九日

二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	株式会社重光 重光 啓助	主たる営業所の所在地	名取市高館熊野堂字五反田百三・五	建設可設番号	般・二十一万三千九百九十号	申請区分及び許可を取り消した建設工事の種類	全部廃業 一般建設業 土木工事業 建築工事業 大工工事業 左官工事業 とび・土工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 板金工事業 ガラス工事業 塗装工事業 防水工事業 内装仕上工事業 熱絶縁工事業 建具工事業 水道施設工事業	受付年月日	平成二十二年十月二十九日
株式会社エスケー工業 佐々木 富孝	多賀城市明月二丁目一・六十七	般・二十一万六千九百四十八号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業 水道施設工事業	平成二十二年十月二十日					
株式会社総建社 佐藤 広樹	仙台市宮城野区燕沢東一丁目十二・十一	般・二十二万九千五百五十八号	一部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業 石工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業 水道施設工事業	平成二十二年十一月九日					
株式会社グロップ 鈴木 充	仙台市宮城野区中野字西原七十一・九	般・二十一万五千七百五十二号	全部廃業 一般建設業 建築工事業 大工工事業 内装仕上工事業	平成二十二年十月二十六日					

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当
○宮城県告示第千百十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部

土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十二年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	一般国道	路線名	石巻市中央二丁目三番二九地先から同市八幡町二丁目二〇番地先まで	供用開始の区間	石巻市中央二丁目三番二九地先から同市八幡町二丁目二〇番地先まで	供用開始年月日	平成二十二年十二月十一日
-------	------	-----	---------------------------------	---------	---------------------------------	---------	--------------

○宮城県告示第千百十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	中野田三本木線	路線名	加美郡加美町四日市場字岡前七〇番一地从先から同郡同町下新田字原田五一番地先まで	供用開始の区間	加美郡加美町四日市場字岡前七〇番一地从先から同郡同町下新田字原田五一番地先まで	供用開始年月日	平成二十二年十二月十日
-------	---------	-----	---	---------	---	---------	-------------

○宮城県告示第千百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十二年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画区域区分

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 市街化調整区域から市街化区域に変更しようとする土地の区域

なし

2 市街化区域から市街化調整区域に変更しようとする土地の区域

仙台市泉区 上谷刈沼及び上谷刈三丁目の各一部

大衡村 奥田字岩下の全部、同字奥田中及び同字山下の各一部

三 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)、仙台市役所(都市整備局計画部都市計画課)及び大衡村役場(都市整備課)

市整備課)

四 縦覧期間

平成二十二年十二月十日から平成二十二年十二月二十四日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)を記載すること。

○宮城県告示第千二百一十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十二年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画用途地域

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 用途地域を変更しようとする土地の区域

大和町 吉岡南三丁目、吉岡字西柿木、同字東柿木、同字北六角、並びに吉田字八反田下、同

字東五福院、同字高田西、同字高田、同字高田東、同字北要害、同字北谷地の各一部

大衡村 奥田字岩下の全部、同字奥田中及び同字山下の各一部

三 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)、大和町役場(都市建設課)及び大衡村役場(都市整備課)

四 縦覧期間

平成二十二年十二月十日から平成二十二年十二月二十四日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)を記載すること。

○宮城県告示第千二百一十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、黒沢尻用水路土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があつた。

平成二十二年十二月十日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 鈴木 元 悦

一 就任した者

就任年月日	氏名	住所	役職名
平成二十二年十一月十八日	跡邊 信吉	柴田郡大河原町堤字南岸百二十四番地	理事
平成二十二年十一月十八日	加藤 勇治郎	柴田郡大河原町字八乙女四十八番地	理事
平成二十二年十一月十八日	福田 隆郎	刈田郡蔵王町大字円田字棚村道上五番地一	理事
平成二十二年十一月十八日	高橋 武	柴田郡大河原町字三十六番地	理事
平成二十二年十一月十八日	我妻 昭一	柴田郡大河原町金ヶ瀬字町二百六番地	理事
平成二十二年十一月十八日	鈴木 一	柴田郡大河原町金ヶ瀬字新開六十三番地	理事
平成二十二年十一月十八日	富川 一男	柴田郡村田町大字沼辺字千塚三十番地	理事
平成二十二年十一月十八日	大槻 照男	柴田郡村田町大字沼辺字上ノ山二番地十三	理事
平成二十二年十一月十八日	村上 伸一	刈田郡蔵王町宮字松原人三十六番地	理事
平成二十二年十一月十八日	武田 正志	刈田郡蔵王町大字矢附字東山二十四番地一	理事
平成二十二年十一月十八日	平間 久義	刈田郡蔵王町大字矢附字谷地七十八番地二	理事
平成二十二年十一月十八日	岡崎 進	柴田郡村田町大字沼辺字寄井二十七番地	監事

二 退任した者

平成二十二年十一月十八日	吾妻 敬一	柴田郡大河原町字西浦四十八番地一	監事
退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十二年十一月十七日	我妻 昭一	柴田郡大河原町金ヶ瀬字町二百六番地	理事
平成二十二年十一月十七日	跡邊 信吉	柴田郡大河原町堤字南岸百二十四番地	理事
平成二十二年十一月十七日	福田 隆郎	刈田郡蔵王町大字内田字棚村道上五番地一	理事
平成二十二年十一月十七日	高橋 武	柴田郡大河原町字三十三番地	理事
平成二十二年十一月十七日	加藤 勇治郎	柴田郡大河原町字八乙女四十八番地	理事
平成二十二年十一月十七日	鈴木 一	柴田郡大河原町金ヶ瀬字町百七十八番地	理事
平成二十二年十一月十七日	富川 一男	柴田郡大河原町金ヶ瀬字新開六十三番地	理事
平成二十二年十一月十七日	大槻 照男	柴田郡村田町大字沼辺字千塚三十番地	理事
平成二十二年十一月十七日	村上 伸一	柴田郡村田町大字沼辺字上ノ山二番地十三	理事
平成二十二年十一月十七日	武田 正志	刈田郡蔵王町宮字松原八三十六番地	理事
平成二十二年十一月十七日	平間 久義	刈田郡蔵王町大字矢附字東山二十四番地一	理事
平成二十二年十一月十七日	平間 栄	刈田郡蔵王町大字矢附字谷地七十八番地二	監事
平成二十二年十一月十七日	岡崎 進	柴田郡村田町大字沼辺字寄井二十七番地	監事
平成二十二年十一月十七日	吾妻 敬一	柴田郡大河原町字西浦四十八番地一	監事

公 告

○障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のつち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定に

より公告する。

平成二十二年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指定年月日
関上ヘルスマート薬局	名取市関上三丁目二番十六・一	平成二十二年十一月一日

○障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公告する。

平成二十二年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	名 称	所 在 地
変更後	さくら薬局	角田市佐倉字畑田南二・一
		角田市佐倉字畑田南二・六

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十二年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立光明支援学校仮設校舎賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 宮城県教育庁特別支援教育室 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十二年十一月二十五日
- 四 落札者の名称及び所在地 大和リース株式会社仙台支店 仙台市太白区長町南三丁目三十七番十三号
- 五 落札金額 二千三百十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十二年十月十五日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十二年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立名取支援学校仮設校舎賃貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 宮城県教育庁特別支援教育室 仙台市青葉区

本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十二年十一月二十五日

四 落札者の名称及び所在地 大和リース株式会社仙台支店 仙台市太白区長町南三丁目三十七番十

三号

五 落札金額 二千百万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十二年十月十五日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十二年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 文書管理システム機器賃貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青

葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十二年十一月二十五日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 富士通リース株式会社東北支店 仙台市青葉区一

町二丁目三番二十二号

五 落札金額 二千八百十六万一千円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十二年十月二十六日

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第一十五号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十二年十二月十日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

一日時 平成二十二年十二月十五日 午後二時三十分

二場 所 教育委員会会議室

三事 件

1 職員的人事について

2 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

3 県立特別支援学校学則の一部改正について

4 平成二十四年度宮城県立高等学校入学者選抜方針及び平成二十五年宮城県立高等学校入学者

選抜方針について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して

行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二・二二一・三六一一）

選挙管理委員会

○宮選管告示第百三十二号

平成二十二年十二月二日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十二年十二月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数
三八、二二七

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数
三八五、二二三

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青葉選挙区	七五、八九一	岩沼選挙区	一一、七八四
宮城野選挙区	四九、九七三	登米選挙区	二三、七五六
若林選挙区	三五、二三三	栗原選挙区	二一、六五二
太白選挙区	五九、一九一	東松島選挙区	一一、六〇四
泉選挙区	五六、八〇三	大崎選挙区	三七、〇四三
石巻・牡鹿選挙区	四七、八四九	柴田選挙区	二三、〇六三
塩釜選挙区	一六、〇七四	亘理選挙区	一四、四八三
気仙沼選挙区	二〇、七四一	宮城選挙区	一三、三二五
白石・刈田選挙区	一四、六八五	黒川選挙区	二二、六二一
名取選挙区	一九、二三七	加美選挙区	九、三六七
角田・伊具選挙区	一三、三五五	遠田選挙区	一一、一五八
多賀城・七ヶ浜選挙区	二二、三六五	本吉選挙区	四、八七七

○宮選管告示第百三十三号

平成二十二年十二月二日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十二年十二月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

三八五、二二三